

か爲めにする等皆信任に背く不忠の罪たり其害甚大なり故に概して輕懲役と爲し實際に害の生したると否とを問はず死に致すに至ては其罪殊に重し故に有期徒刑とす本條刑の權衡蓋し普通刑法に取る 第二百四十四條第 二百四十五條參觀 同法の刑は一月以上一年以下の重禁錮三圓以上三十圓以下の罰金にして因て疾病又は死に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重さに從て處斷す故に死に致すも豫め謀りたるに非れば重懲役に過ぎず豫め謀るに及んで始て有期徒刑とす本條は主管者の犯す情重きを以て配付すれば即ち輕懲役死に致せば有期徒刑に處す普通法の豫謀と其刑を同くす主管者犯すの情狀は普通法の比準すべきに非ず故に其刑霄壤の差ありと雖も人命に關するに至ては軍人の生命と常人の生命と差等あるへからず故に普通法最重の刑

と同刑とす蓋し宜きを得たるものゝ如し

第二百二十二條 軍人斥候偵察ノ命ヲ受ケ詐偽ノ報告ヲ爲シ若クハ傳令使命令ヲ詐リ傳フル者ハ五月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

敵の動靜虚實を察し地の險易を知る斥候偵察の力に由らすんはわらず戰鬪の計畫由て以て定むへし其報告の勝敗に關係を及ぼす大なりと云ふへし故に此等の任務を命せらるゝは軍人の榮譽とす然るに信任に背き詐偽の報告を爲す其罪輕からず然れども此等の犯は概ね恐怖畏避の跡を蔽はんとする等に出づ故に輕罪とし剝官を附加す

第二百二十三條 陸軍醫官其職務ヲ以テ疾病傷瘕
及ヒ身體強弱ノ偽證ヲ爲ス者ハ二月以上二年
以下ノ重禁錮ニ處シ剝官ヲ附加ス
其囑託ヲ爲シタル軍人亦同シ

第一項は軍醫私に循ひ公を忘れ任に背き職を汚すの罪第二項は軍人官を欺罔し僥倖を規るの罪を定む蓋し軍人職を免し役を辭し若くは入て役に就き又は生徒と爲る等皆身體の強弱疾病の有無に由らざるはなし而之を定むる多くは軍醫の診斷を要す其關する所小ならず且傷の輕重は恩給の等差を生ず故に恩給措置の當否亦其策定に基ひす然るに其所爲此に至る罰なきを得ず因て重禁錮に處し其官を剝く○本條の犯普通刑法第

二百十六條と其情相似たり但軍醫職務上に係るの所爲情彼より重し故に其刑亦重し

第二項身軍人たり而醫官に囑託し僥倖を得んと欲す軍醫の罪と情狀相類す故に同刑とす之を軍人たる身分を有する者に止め常人に及ぼさざるは常人軍職を冀望するの餘軍醫に囑託し入て武學生徒たらんとする如きは其情憐むべく決して刑法を以て其罪を論すへきものに非るを以てなり

第二百二十四條 軍人疾病ヲ作爲シ身體ヲ毀傷シ
兵役ヲ免ル、コトヲ圖ル者ハ一月以上一年以上以
下ノ重禁錮ニ處ス

歸休兵及ヒ豫備後備ノ軍籍ニ在ル者戰時ニ於

テ前項ノ所爲ヲ以テ召集ヲ免ル、コトヲ圖ル者亦同シ

兵役は國民免かるへからざるの義務たることは前に數と説く所の如し然るに厭忌此に至る罰無かるへからず然れども自ら天賦の身體を毀傷し又は故らに病疾を作爲す蚩々の痴情公義の何物たるを解せざるに出つ故に其刑重からず○平時召集を免かれんとする如きは其意操練復習を厭ふに止まる非常の時に際し役を厭ひ義務を免れんとする者と同じからず故に罪と爲さず

第十章 結黨

本章は明治二十三年法律第十五號を以て増加せられたる

ものなり蓋し本法の不備を補ひたるに外ならず他は逐條の解に譲る

第二百二十五條 軍人黨ヲ結ビ軍事ニ關スル規則命令ノ施行ヲ妨ケ若クハ之ヲ妨ケント謀リ其他服從法ニ違フ者首魁ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處シ其他ノ犯人ハ二月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

結黨は軍隊の大忌本刑法之を慮かられたる者抗命暴行逃亡等其類少なからず然れども未だ十全ならざるものあり本刑法實施以來時に或は此大忌を犯して刑辟を免かれたる者ありと譬へは逃亡犯に四人以上は故らに之を罰するの規定あるも敵前

を除く外或る期日を経過するを以て犯罪構成の要件と爲すか故に其限内に自首すれば罪とならず故に結黨脱營して期限内に復歸し又は結黨強願を企て現行の規則を破壊せんとし又は之を遵守せず若くは檄文を馳せて他を煽動し人心を攪亂せんとするか如き所爲あるも抗命暴行等の行爲に涉らざる以上は之を罰するを得ざるの類なり而此弊や嚴に懲戒を加へ決して蔓延せしむへからざるものなり於是乎本章の増加あり本條結黨と云ひ服従法に違ふと云ふ法律は之に對し定義を示さず蓋し判者の解釋に委したるなり惡意の度事の大小等を審案し或は二人を以て結黨とし四人若くは五人以上に上るも結黨と爲さざる等判者の自由なり事實に就て之を案するに二人又は三人相結ひ檄を馳せ人心を攪亂し軍隊の整肅を紊らんとする如

きは其人少なしと雖も結黨と爲して論するを得へく之に反し五人若くは六人祭日祝日等の餘興に乗し相共に脱營醉を旗亭に買ふ如きは結黨と爲し刑法を以て之を罰するの要なかるへし上官に不満を懷き規律の嚴なるに堪へず之に對抗するの意を以て惡意脱營を企つるに至ては興を貪り快を取るの外胷中一物なきものと同視すへからず此等の案に對し判決情を得るは一に判者の能力に在り獨逸軍刑法亦此所爲を慮る極めて密なり而其範圍は甚だ廣し蓋し亦同一意なり

第二百二十六條 軍人前條ニ記載スル所爲ヲ首唱
教唆シ未タ黨ヲ爲スニ至ラサルトキ其首唱教
唆者ノ刑ハ前條首魁ノ刑ニ一等若クハ二等ヲ

減シ將校ハ剝官ヲ附加ス

害を未萌に防くは軍刑法に必要な主義たり故に結黨に至らざるも首唱者教唆者を不問に付すへからず乃ち本條の設けあり

陸軍刑法通解終

陸軍刑法通解附録

明治十六年一月二十六日達乙第八號

砲工兵上等監護及ヒ樂長犯罪取扱方之儀別紙之通被相定候條此旨相達候事

別紙

砲工兵上等監護及ヒ樂長陸軍刑法ノ罪ヲ犯シタル時ハ總テ將校ト同シク處斷スヘキ儀ト可相心得此旨相達候事

明治十六年一月十九日

太政大臣 三條 實美

明治十六年十一月十日第三十七號布告

陸海軍法衙ニ於テ罰金科料ニ處スル時ハ直ニ輕
禁錮拘留ニ換フルコトヲ得

明治十五年八月十五日內閣令第二〇號

陸軍上等卒ニシテ刑法特ニ官吏ノタメニ定メタ
ル罪ヲ犯シタル時ハ都テ官吏ニ準シ候儀ト可相
心得此旨相達候事

明治二十八年三月二十九日法律第二十七號

第一條 陸軍軍人海軍ノ勤務ニ服シ海軍軍人陸
軍ノ勤務ニ服シ又ハ陸海軍軍人共ニ陸海軍ノ
勤務ニ服スルトキ陸軍刑法ニ於テハ海軍軍人

ヲ陸軍軍人ト同視シ海軍刑法ニ於テハ陸軍軍
人ヲ海軍軍人ト同視ス

第二條 前條ニ記載スル陸海軍軍人ノ所爲ニ對
シ陸軍刑法海軍刑法俱ニ罰スヘキ正條アルト
キハ陸軍軍人ハ陸軍刑法ニ依リ海軍軍人ハ海
軍刑法ニ依テ處斷ス

第三條 此法律ニ軍人ト稱スルハ陸軍刑法海軍
刑法ニ於テ軍人及ヒ之ト同視スル者ヲ謂フ

明治廿八年八月廿八日印刷
明治廿八年九月一日發行

版權
所有

著者

發行者

印刷者

發行所

發兌元

印刷所

定價金參拾錢

井上義行

東京市麴町中六番町十八番地

田山宗堯

東京市日本橋區檜物町十番地

淺野庄藏

東京府北豐島郡瀧野川村
元西夕原千三十二番地

合資會社 警眼社

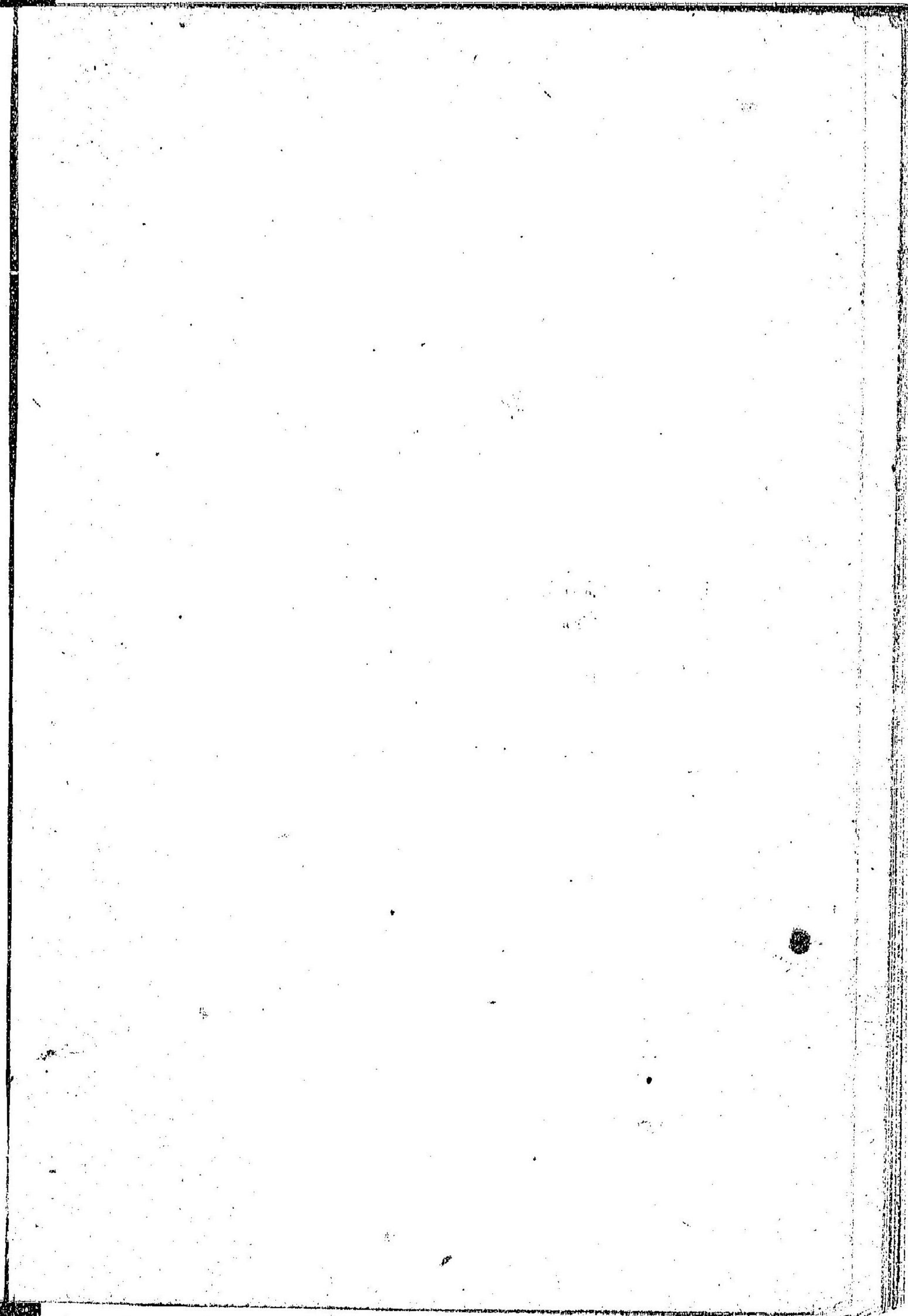
東京市日本橋區檜物町十番地

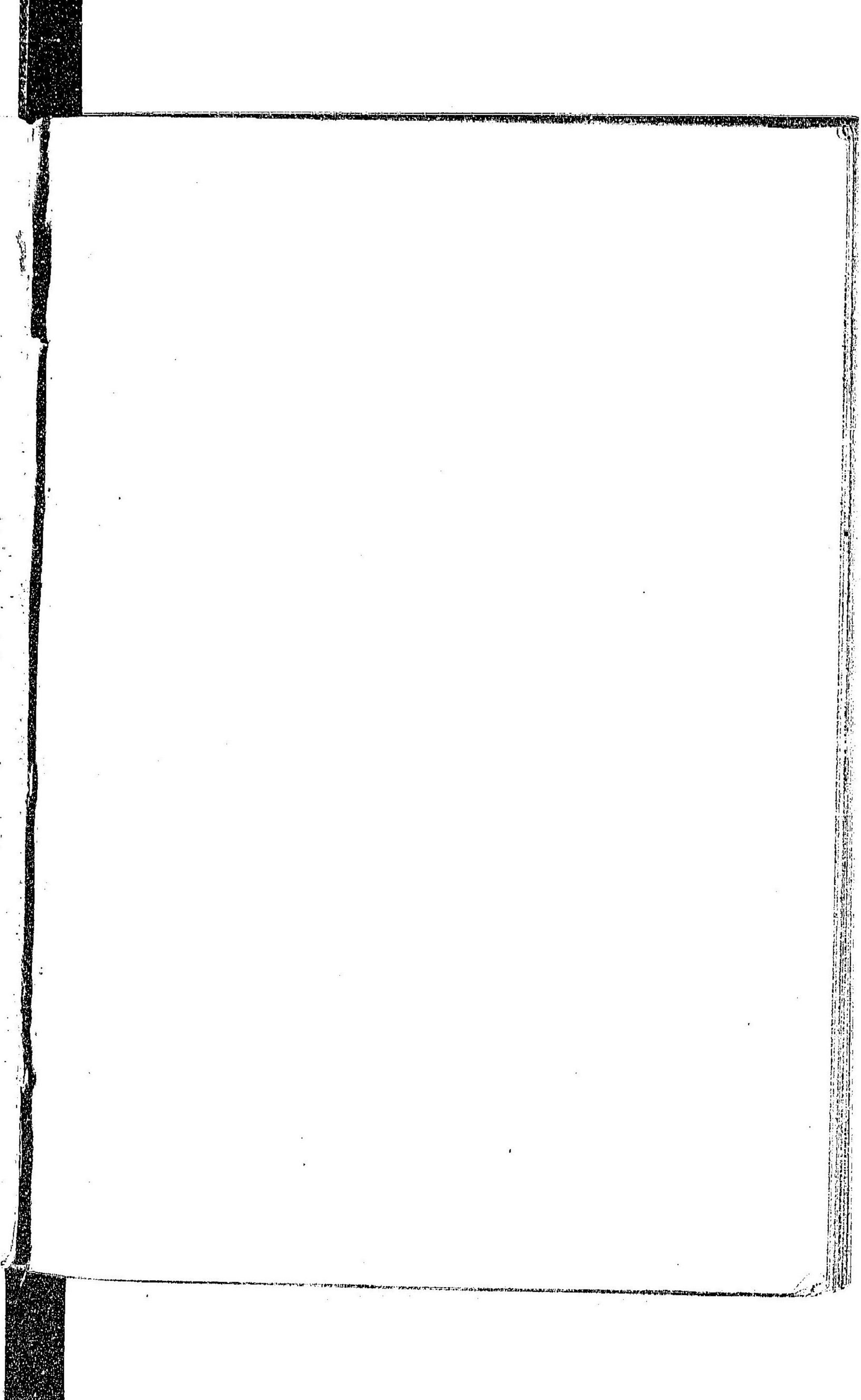
集螢書院

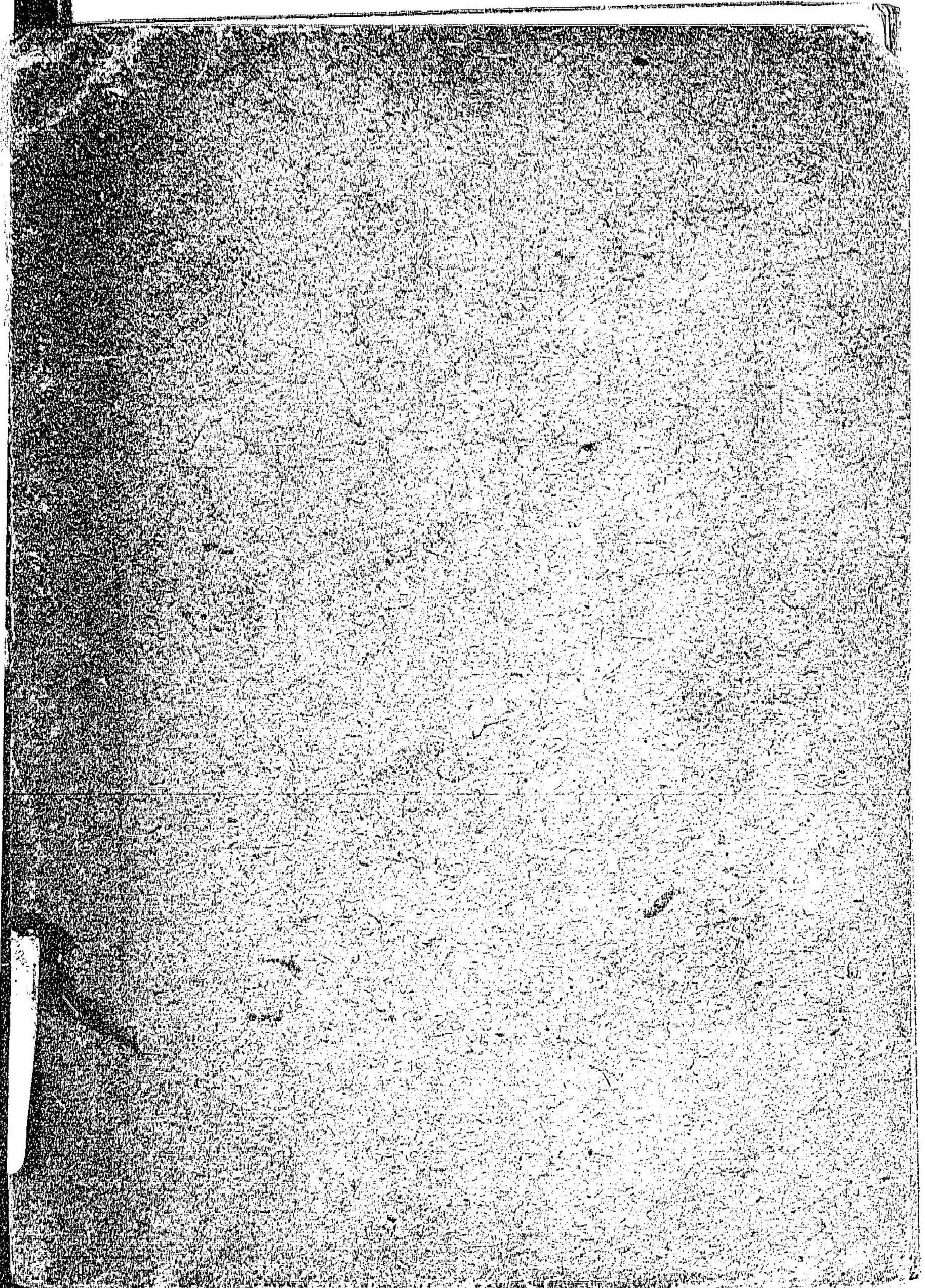
東京府北豐島郡瀧野川村
元西夕原千三十二番地

厚信舍

東京市日本橋區藥研堀町
三十三番地







002

陸軍刑法通解
井上義行著
全
陸軍刑法通解
井上義行著
全

036336-000-9

特61-593

陸軍刑法通解

井上 義行/著

M28

BBQ-0038

